

中部ろうさい病院 開放型病床実施要領

<目的>

第1条 本要領は、名古屋市医師会が定める「名古屋市医師会病診連携システム開放型病床利用要領」（以下「利用要領」という。）に基づき、中部ろうさい病院（以下「病院」という。）が設置する開放型病床の円滑な運用に必要な事項を定める。

<名称、設置数>

第2条 当院に「中部ろうさい病院開放型病床」（以下「開放型病床」という。）として、病院内病棟に5床を設置する。

<設置・運営の原則>

- 第3条 開放型病床の設置・運営は、名古屋市医師会との協定並びに名古屋市医師会開放型病床利用要領に基づいて行う。
- 2 開放型病床は、地域の開業医師と病院医師が協力して行う共同診療・指導を目的とした専用病床とし、その管理は病院が行い、管理に必要な経費は病院が負担する。
 - 3 病院は、開放型病床の設置と運営を病院運営規程に明示し、適切な運用に努める
 - 4 開放型病床は、原則として登録医が診療している患者のうち、治療もしくは検査のために入院が必要と判断された患者を利用対象とし患者の同意を得て、登録医と共同で診療にあたるものとする。これに必要な運営方法については、「中部ろうさい病院開放型病床運用細則」に定める。
 - 5 開放型病床利用登録医（以下「登録医」という。）は、名古屋市医師会病診連携システム登録医のうち、中部ろうさい病院に登録した医師とする。
 - 6 登録医は、共同診療・指導の実施にあたり、別途定める「中部ろうさい病院開放型病床運用細則」に基づく取り決めを遵守することとする。
 - 7 登録医は、地域医療充実のための開放型病床の運用に向け、原則的に病院を訪問、共同診療を実施するよう努める。
 - 8 開放型病床の運用上発生する問題については、第4条に規定する中部ろうさい病院開放型病床運営協議会において協議する。

<検討・調整機関の設置>

第4条 利用要領第6条に基づく中部ろうさい病院開放型病床運営協議会（以

下「運営協議会」という。)を設置する。

2 運営協議会の設置及び運営は、別に定める中部ろうさい病院開放型病床運営協議会規則によるものとする。

<緊急時における病院の開放型病床の使用>

第5条 災害、事故等の発生により多数の傷病者が病院に搬入され、受入病床に不足を来す場合には、病院の判断により開放型病床への新たな患者の受入を一時休止することができる。この際、病院は受入を休止した旨を運営協議会あて速やかに報告するものとする。

<その他>

第6条 当実施要領に定めのない事項については、運営協議会に諮り、これを協議するものとする。

(附則) 本実施要領は、平成23年 5月 1日より施行する。

中部ろうさい病院 開放型病床運用細則

<目的>

第1条 中部ろうさい病院における名古屋市医師会病診連携システム（以下「連携システム」という。）の登録医との開放型病床の運営にかかる必要な事項を定める。

2.登録医と病院医師による紹介入院患者の共同診療及び指導を行う体制とし、患者が必要とする医療を適切に提供しながら、登録医、病院医師相互の医療技術の向上を図るとともに、地域医療の充実に貢献する。

<開放型病床の設置>

第2条 開放型病床は、共同診療及び指導を目的とした病床として、中部ろうさい病院病棟内に5床設置する。（3階西病棟1床、5階東病棟1床、5階西病棟1床、6階西病棟1床、7階西病棟1床）

<運営協議会>

第3条 開放型病床を効率的かつ円滑に管理・運営するため、中部ろうさい病院内に「中部ろうさい病院開放型病床運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2.協議会の組織・運営については別に定める。（協議会規定）

<開放型病床利用の原則>

第4条 開放型病床を利用する医師は、名古屋市医師会病診連携システム実施要領により登録した医師でありことを要し、中部ろうさい病院開放型病床実施要領第3条の5に規定する医師（以下「登録医」という。）とする。

<開放型病床の運営管理>

第5条 病院は開放型病床の運営を行い、登録医が有効に利用するために、必要に応じて病院の施設設備の提供をおこなう。

2.病院と医師会及び登録医は互いに協力し、開放型病床としての機能が効果的発揮されるよう努めるものとする。

<共同診療>

第6条 開放型病床に入室する患者に対し、共同診療及び指導により発生する診療費について、登録医、病院双方が入室前に理解を得ることとする。

- 2.登録医からの開放型病床利用要請については、地域医療連携室または、各診療科医師が対応することとし、各診療科部長を管理責任医師とする。
- 3.開放型病床に入室した患者の治療に関し、主治医を病院医師とし、登録医は院外主治医とする。
- 4.共同診療の実施日時については、主治医と事前に調整することとし、原則として病院の診療日の、午前9時から午後5時とするが、主治医との合意がある場合はこの限りではない。
- 5.開放型病床への入院期間は、原則として2週間を目処とする。
- 6.患者の開放型病床からの転室、転棟、退院は主治医が決定し、院外主治医に報告するとともに、患者が転院を必要とする際には、院外主治医は主治医に協力する。

〈医療事故賠償責任〉

第6条 開放型病床の運営・管理上で発生した医療事故で登録医の診療行為にかかる賠償責任は、院長及び病院の開設者が責任を負うものとする。

- 2.前項の医療事故において登録医に重大な過失があった場合には、院長及び病院の開設者が求償権を行使することがある。

〈その他〉

第7条 当細則に定めのない事項及び運営上の疑義については、運営協議会に諮り解決するものとする。

(附則) 本細則は、平成23年 5月 1日より施行する。

中部ろうさい病院 開放型病床の利用方法

中部ろうさい病院は、以下の病棟に開放型病床を設置いたしました。

3階西病棟	1床	6階西病棟	1床
5階東病棟	1床	7階西病棟	1床
5階西病棟	1床	計	5床

開放型病床は、共同診療及び指導を目的とした専用病床です。

ご利用にあたっては、事前に「中部ろうさい病院開放型病床実施要領」及び「中部ろうさい病院開放型病床運用細則」等をお読みいただき、以下の手順でご利用ください。

【申込手順】

1. 地域医療連携室に「中部ろうさい病院開放型病床入院依頼書（兼同意書）」をFAXしてください。
2. 担当診療科及び入院病棟を調整のうえ、地域医療連携室よりご連絡いたします。
3. 患者さんには当院から、入院案内等必要書類を送付いたします。また、入院の前日には、入院日時、入院病棟等を電話にて連絡いたします。
4. 当院初診の患者さんや、当院の外来診療科を受診せず、直接開放型病床にご入院される場合は、診療情報提供書のご用意をお願いいたします。

【開放型病床の共同診療・指導について】

1. 開放型病床に入院した患者さんの治療については、主治医を病院医師として、登録医の先生方が院外主治医となります。
2. 入院中に当院にて療養上必要な指導を病院医師と共同しておこなった場合には、「開放型病院共同指導料」が算定でき、健康保険の負担割に応じた診療費が発生することを患者さんに充分ご説明ください。
3. 共同診療の実施日時については、原則として病院の診療日の午前9時から午後5時までといたしますが、主治医との合意がある場合はこの限りではありません。
4. 共同診療及び指導時の服装は、原則白衣を着用していただきます。白衣は、地域医療連携室にご用意しております。
5. 共同診療、指導内容については、診療録にご記入ください。

【開放型病床ご利用に関するお問い合わせ】

地域医療連携室	電話	052-652-5950（直通）
	FAX	052-652-5716
お問い合わせ時間	平日	AM8:15～PM7:30

中部ろうさい病院開放型病床入院依頼書（兼同意書）

中部ろうさい病院 地域医療連携室行		FAX : 052 - 652 - 5716	
依 頼 日	平成	年	月
紹介元医療機関名		日	
登録医氏名			

フリガナ		性 別	
患者氏名		<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
生年月日	M・T・S・H	年	月
中部ろうさい受診歴		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
		<input type="checkbox"/> 不明	

開放病床ご利用患者さんへ 入院のご案内

中部ろうさい病院開放型病床とは、病院の施設、機能の開放一環として、病床の一部を連携医療機関の医師に開放し、病院の医師と共同して診療を行うものです。連携医療機関の医師が患者さんの入院が必要と判断した場合、開放型病床をご利用いただきますと、連携医療機関の医師は、入院後も病室に訪問し、病院の医師と力を合わせて治療にあたることができます。

また患者さんは、連携医療機関の医師が入院中の経過を把握しているため、退院後も安心して連携医療機関での診療を受けることができます。

なお、入院中に連携医療機関の医師から診察・指導などを受けた場合、患者さんにはその都度診療報酬一部負担金の支払いが必要になります。

以上のことをご承知のうえ、「開放型病床入院同意書」にご署名をお願いいたします。

開放病床入院同意書

上記の件について承知いたしましたので、開放型病床利用の入院に同意いたします。

平成 年 月 日

患者氏名

署名または捺印

代諾者氏名

署名または捺印